

早島町空き家利活用助成事業について

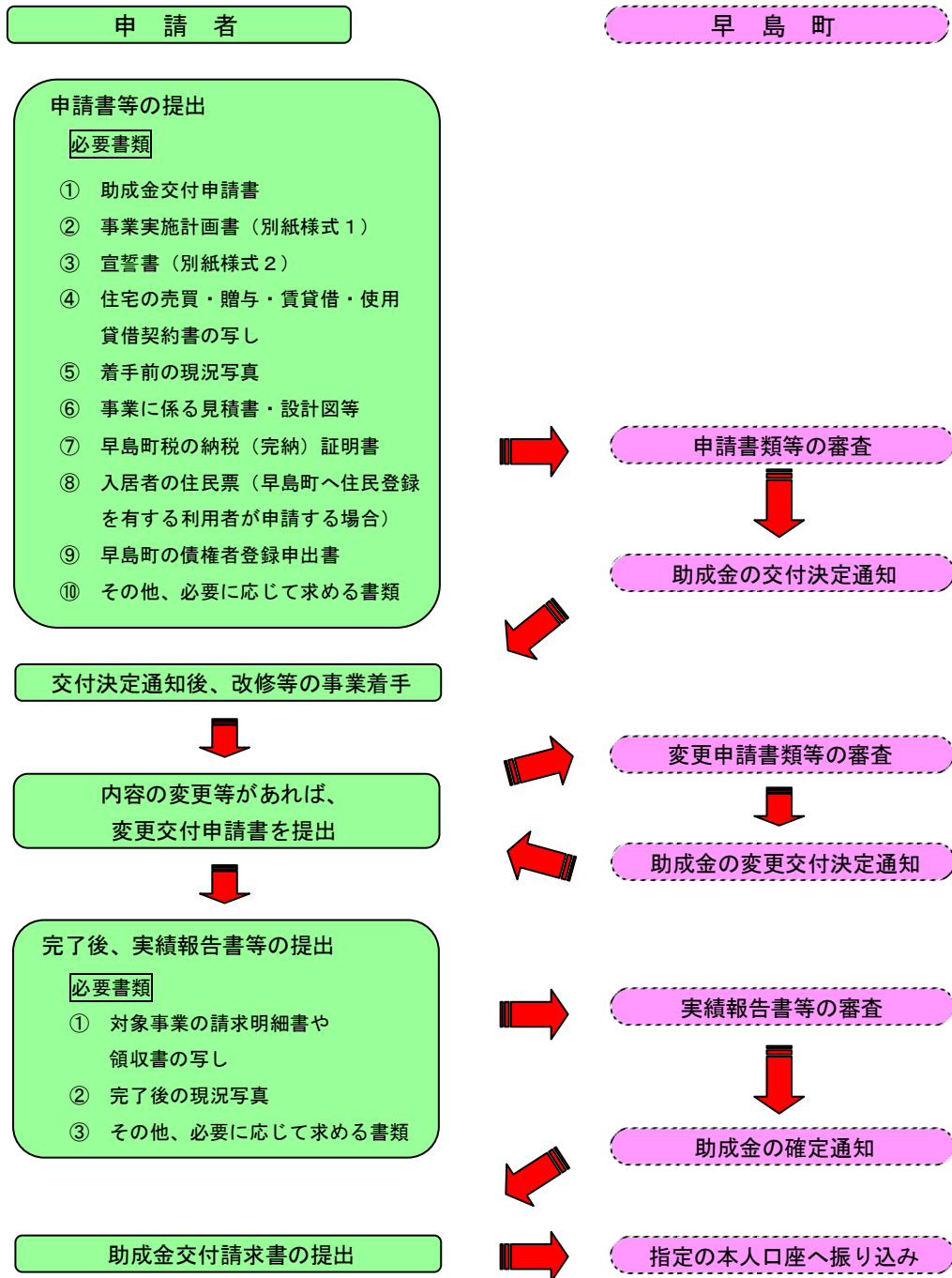
空き家になっている住宅の有効活用を図るため、早島町空き家バンクに登録され、購入、賃貸等がなされる空き家を対象とした住宅の改修等[※]や家財道具の処分等に要する費用に対して助成をします。
 (助成金を受けるには、事業着手前に申請が必要です。まずはご相談下さい。)

※「改修等」とは、空き家の居住の用に供する部分の機能回復のための修繕工事及び設備改善のための改修工事をいいます。

交付対象者	対象空き家	
以下の条件を満たす必要があります。 ○ 「早島町空き家情報バンク制度」に登録された空き家の所有者又は利用者 ○ 3親等内の親族間による空き家の売買等でない ○ 暴力団・暴力団員等でなく、これらの者と非難される関係を有していない ○ 申請者、同一世帯員に町税等の滞納がない	以下の条件を満たす必要があります。 ○ 「早島町空き家情報バンク制度」の登録物件 ○ 町内に存在する一戸建て住宅 ○ 現に居住していない又は近く居住しなくなる予定であるもの	
	申請に際しての注意事項	
	○ 事業着手前に申請を行ってください。 ○ 空き家の売買契約等成立後、6 か月以内に事業に着手し、事業は申請した年度内に完了する必要があります。 ○ 賃貸等の利用者が改修する場合は、その内容についてあらかじめ所有者の同意を得る必要があります。 ○ 1物件に対して、改修等と家財整理で各1回のみ助成が受けられます。	
助成金額		
空き家改修等	30万円以上の対象事業を実施している場合、対象経費の1/3以内で助成（上限30万円）	
家財整理	10万円以上の対象事業を実施している場合、対象経費の1/2以内で助成（上限20万円）	
助成対象となる改修等の例		
※居住機能を回復する以外の改修や、改修等を伴わない設備や備品の購入、設置は対象外となります。		
区分	改修等の内容	備考
対 象	既存住宅の増築・改築工事	
	浴室、台所、洗面所、トイレの改修等	
	給水、排水設備工事・ガス、給湯設備工事	
	電気設備工事	
	屋根のふき替え、外壁の張り替え、塗装、防水工事	
	部屋の間仕切りの変更、新設工事	
	床、内壁、天井の張り替え、建具等の取り替え等、内装工事	
ふすま、障子の張り替え、畳の取り替え		
一部 対象	住宅の解体工事	増改築工事等に伴う解体工事のみ対象
対 象 外	車庫、物置、倉庫等の工事	
	門塀等の外構工事	
	植樹、剪定等の植栽工事	
	太陽光発電設備等の設置工事	
	電話、インターネット、テレビアンテナの設置・配線工事	
	エアコン、照明器具等の電化製品の購入・設置	
	ガスコンロ、食器洗い洗浄機、オープンレンジ等の購入・設置	キッチンユニットの取り換えに伴うものは対象
助成対象となる家財整理の例		
※業者に家財道具の処分や空き家の清掃を委託せず、自ら実施する場合の経費については対象外となります。		
区分	改修等の内容	備考
対 象	空き家内の家財道具の搬出・処分委託	
	ハウスクリーニング、防虫、消毒等	

助成金申請から交付まで

※申請は必ず着工前に行ってください。



【注意】

申請書類等に偽り・不正等がある場合には、助成金の返還を求めることがあります。

<担当>

早島町役場 まちづくり企画課

tel: 086-482-0612 fax: 086-482-3405

mail: kikaku@town.hayashima.lg.jp